

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第182号（5.2.2） 虚偽答弁書作成に関して組織的な不法行為であったことを認め、関係者に謝罪することを求める陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>2019年11月29日の文教こども委員会における、教育委員会は積極的に調査を行いたいので、被害者への面談を申し入れているがそれを父親が拒否して調査ができず、既に4回も面談を申し入れているが、全て無視して回答が全くないという虚偽答弁により、教育委員会は、陳情を「審査打切」あるいは「不採択」となるように組織的に計画し実行したと言えるため、これを組織的な不法行為であったと認め、関係者に謝罪すること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>兵庫県伊丹市 学校事故事件被害者遺族の会代表 新上五島町いじめ自死第三者委員会委員 西尾 裕美</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>教育こども委員会</p>

D

2023年2月2日

神戸市会議長様

(陳情者)

伊丹市

学校事故事件 被害者遺族の会 代表

新上五島町いじめ自死第三者委員会委員

西尾 裕美

(電話



)

前 児童生徒課長 (現 国際スポーツ室長) 江尻勝也氏の

虚偽答弁書作成に関して、江尻氏一人の不法行為ではなく、

組織的な不法行為であったことを認め、関係者に謝罪することを求める陳情

陳情趣旨

令和元年11月29日の文教子ども委員会において、虚偽答弁を行ない、陳情第15号「いじめの事実を『真剣に、積極的に』確認することを求める陳情」を妨害しようとしてきました。詳細については、「陳情妨害のための虚偽答弁を撤回し、訂正し、謝罪することを求める陳情」の通りです。

そのことに関して、長田淳教育長、藤原政幸部長(前 学校教育部長)は、江尻課長が書いた答弁書をただ読んだだけで、事実と反していたことは知らなかったと弁明しています。

つまり、両名は江尻課長一人に責任を押し付けています。

ところが、長田・藤原両名は、同年8月、9月の文教子ども委員会では、被害者父から返答があることを認識している内容の答弁をしています。そのことについて、教育長は様々な案件を抱えているため、個々については関係課に任しており、自身はいちいち把握していない。学校教育部長も同様で、課長に任せている。だから、8月や9月に自分たちが答弁した内容などはいちいち覚えておらず忘れていたと述べています。

また、江尻課長は単に勘違いしただけだと開き直り、事実と反した答弁書を書く意図はなかったと強弁しています。

果たしてそう言えるのでしょうか。経緯は下記の通りです。

<特別扱いの案件は簡単には忘れない>

平成 31 年 2 月 13 日、文教こども委員会において、長田教育長は次の答弁を行なっています。「いじめと判断するために、民事裁判の裁判記録等の資料のほかに、何らかの補充・補足が必要ではないかと考えている。」

この長田教育長の答弁の後、教育委員会はその対応のために中川弁護士を入れて相談している。わざわざ弁護士に相談までしなければならないことだったことから、特別案件と位置付けられていた。そのため長田教育長も藤原部長も他の多くの案件とは異なり、意識は高かった。また、江尻課長は本件においては、どんな些細なことでも教育長に相談して、教育長の判断を仰いでおり、自身で判断することはできないと一貫して述べていた。

さらに、常任委員会で長田教育長は被害児童と面談をする旨述べている。教育長がいじめ被害者に直接会うことは、数年間の任期中に一度あるかないかといった程度のきわめて稀なことである。

このように特別扱いしている案件とそれ以外の案件とでは、意識や記憶の程度は同じではなかったはずである。従って、教育長は多くの案件を扱っているのに、いちいち覚えていないと言ったことは詭弁である。

長田教育長は、令和元年 8 月、9 月の議会で次の通り述べている。これは原稿を読んでい

(令和元年 8 月 23 日 文教こども委員会 議事録より)

「私もことしの 2 月でしたか、3 月でしたか、この場で御答弁を申し上げた気持ちと何ら変わっているところはありません。誠実に真摯に対応をすべきだというふうに考えております。」

その上でこちらからも何度か文書をお出しをさせていただきました、御返事をいただいているわけですが、やはり私自身が面談者になる、これにつきましては、私はお子様と静かな環境でお話、聞き取りができるのであれば、私は全くやぶさかではございません。」

(令和元年 9 月 20 日 文教こども委員会 議事録より)

「この前も、私、当委員会で御答弁をさせていただきましたのは、私自身がお子様と静かな環境で面談といいますか、お話をさせていただくことについてはやぶさかではありませんというふうに申し上げました。」

さらに、このように教育長が特別扱いしている案件であることから、当然ながら藤原部長も特別扱いしていたはずである。

このように、ここまで特別扱いをしている案件において、「忘れていた」という説明を正

当化させるためには、両名とも若年性認知症の診断書でも提出しなければ通用しない。

従って、長田・藤原両名は8月、9月の自身の答弁を忘れてはいない。両名の弁明は詭弁である。

<組織的に計画的に行なわれた>

次に、この虚偽答弁は組織的に行なわれており、江尻課長一人が虚偽の答弁原稿を書いたわけではない。江尻課長、戸田係長ら複数の幹部職員が中心となって作成されている。つまり、江尻課長が一人間違っただとしても、他の職員がそれを訂正できる状況であった。

(なお、神戸市で様々な部署で課長・部長等管理職を歴任した複数の職員は、令和4年12月23日、私どもに対して次の説明をしている。神戸市において議会答弁の原稿は、通常はまず係長クラスの職員が中心となって作成する。案件によってはそこに課長や部長も入り、協議しながら作成されるとのことである。)

さて、戸田係長は令和元年11月29日の文教こども委員会に同席しており、これが組織的に意図的に虚偽答弁により陳情を妨害していなかったのであれば、長田教育長が誤った答弁をした時に、戸田係長はその場ですぐに訂正したはずである。同人は被害者保護者との連絡を担当しており、メールの送受信や文書の郵送などを担当していた。被害者父が無視していないことを十分に把握している人物であるから。

また、同人は係長であることから、江尻課長と一緒に議会答弁原稿を作成しており、両名がそろって勘違いすることは断じてありえない。両名は被害者父と電話やメール等で直接やり取りを行っていたのであるから。このことから虚偽答弁を行ない、陳情を妨害することを組織的に計画していたと言える。

さて、上記の通り、被害者の父親が4回の連絡をすべて無視したといった長田教育長の答弁は、江尻課長の答弁書を虚偽だと知らずに読んだのではありません。強い意志を持って虚偽答弁を行ない、陳情を「審査打ち切り」、あるいは「不採択」となるように組織的に計画し実行したと言えます。

よって、江尻課長一人の不法行為ではなく、組織的な不法行為であったことを認め、関係者に謝罪することを求めます。

なお、当陳情は、当方が調べ、判明した事実に基づき行なっています。「平成18年2月に認知した神戸市立小学校の金銭授受等事案におけるいじめの有無及びその対応を調査する

委員会」の調査とは関係ありません。よって、調査委員会の最終報告ができるまで答弁を控えないなどと言って、答弁を回避することのないよう申し添えます。

陳情事項

2019年11月29日、文教子ども委員会において、次の虚偽答弁が行なわれた。

教育委員会は積極的に調査を行ないたいので、被害者への面談を申し入れている。しかし、それを父親が拒否していて調査ができない。すでに4回も面談を申し入れているが、すべて無視して回答が全くない。

この答弁は、長田教育長が江尻課長の書いた答弁書を虚偽だと知らずに読んだのではない。強い意志を持って虚偽答弁を行ない、陳情を「審査打ち切り」、あるいは「不採択」となるように組織的に計画し実行したと言える。

よって、江尻課長一人の不法行為ではなく、組織的な不法行為であったことを認め、関係者に謝罪することを求める。

以 上